

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

大穂学園つくば市立大穂中学校

大穂中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」と「つくば市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「大穂中学校いじめ防止基本方針（以下「大穂中学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを認識しなければなりません。また、大人も子どもも含め社会を挙げての取り組みを通じて「心豊かで安全・安心・快適な社会をいかにして作るか」という学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。いじめ問題への対応は、子どもたちのいじめだけに特化するものではなく、子どもも大人もが直面する現実の解決課題として受け止めなければなりません。いじめは、決して許させる行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。いじめを防止するためには、子どもも大人もいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

今後、この「大穂中学校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本学園・本校に関する皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

令和 7 年 4 月

大穂学園つくば市立大穂中学校長

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

【いじめの定義】

いじめは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本学園では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

法第4条「児童等はいじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図り、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係である児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外に問わずいじめが行われなくなるようにするため、法8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、またいじめはどの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、生徒と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- いじめの未然防止には、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- いじめの報告を受けた場合、組織的に当該生徒に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

(4) 目標

いじめの防止等の取り組みについては、以下の5つの徹底を図ることを本学園・本校の取り組み目標とする。

- 未然防止への取り組みの徹底
- 早期発見への取り組みの徹底
- 早期解消への取り組みの徹底
- 関係機関との連携の徹底
- 教職員研修の充実の徹底

2 「大穂中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、保健主事、研究主任、事案に関わる担当職員、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

- 学園・学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること
- いじめの未然防止や早期発見に関すること
- いじめ問題の確認とその対応に関すること
- いじめ問題の具体的対応策を検討すること
- いじめの相談窓口として相談を受けること
- 教職員研修の企画、立案に関すること
- 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

(7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

(8) 指導体制

<管理職>

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・教職員の連携と明るい職場の雰囲気
- ・保護者、地域、関係機関との連携

<いじめ防止対策委員会>

【構成員】

校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・保健主事・研究主任・事案に関わる担当職員・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター等

※学校生活相談員は情報交換のみ

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画、実施
- ・アンケート結果や報告等情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針

いじめ認知

→ 早期解決

<未然防止>

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律づくり
 - ・学びに向かう集団づくり
- 特別活動の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的な参加
 - ・生徒会活動の充実
- 教育相談の充実
 - ・チャンス相談や個別面談の実施
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・ネット犯罪等の講演会の開催
- 保護者・地域との連携
 - ・大穂中学校の基本方針の周知
 - ・学校公開、公開授業の実施
 - ・地域行事への積極的な参加

<早期発見>

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・スクールカウンセラー等からの情報
 - ・登校時のあいさつ運動
 - ・休み時間等の巡回指導
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報
(生徒、保護者)
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
 - ・学校生活サポーターの活用
- 情報の共有
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止のための取り組み

生徒の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

○ 授業、学級活動や道徳

生徒が友達と関わりながら、自らの行動を選択し、自己決定力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力）を高め、いじめに向かわない態度を育成する。また、意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考え行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

- ・授業においては、言語活動を効果的に取り入れ、生徒同士が協働して活動する場を設け、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）を醸成し、共感的理解（その人そのものを理解すること）を深める。
- ・学級での話し合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫し、生徒同士の絆を深めて、かつ社会性を育み、いじめの起こりにくい学級の雰囲気をつくりだす。
- ・障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

○ 生徒会活動、学校行事並びに部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事並びに部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他から認められる体験を通して、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

- ・体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。
- ・学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会・生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。
- ・部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを

経験することにより、向上心や協調する態度を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

○ 教育相談と個別面談

日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員に相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う生徒との個別面談の実施や、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

- ・日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。
- ・定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
- ・いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。
- ・教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
- ・必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

○ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、ささいな変化であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等、積極的な関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- ・遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- ・朝の会等で、いつもより元気がない。
- ・授業中の言語活動等の話合い活動で、他の生徒とあまり話さない。
- ・休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- ・親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

○ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けことができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング等、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

○ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見のための取り組み

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

○ 学校生活アンケート等による調査 (別紙1 学校生活アンケート)

いじめに関するアンケート調査を年に3回(6月・11月・1月)行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や自分の身の回りで起きているいじめ、周りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

○ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取り組みを、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ相談しやすい関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健全な成長を支援していく。

○ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、つくば市教育相談センターやいじめ悩み相談対応室など、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取り組み

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、随時、「いじめの防止対策委員会」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

○ 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

○ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聞き、いじめの事実を確認する。
また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、つくば市いじめ防止特別委員会と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

○ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする。一方で、治療的な意図のもと、加害者の心情を聞き、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう指導する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

○ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

○ 重大事態の調査と報告

いじめによる重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。市長が検証を行う必要があると認めた場合、学校はつくば市いじめ検証委員会に積極的に資料を提供するとともに、その検証の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「市の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等で聞き取り調査等を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。
(別紙2 緊急時の組織対応)

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害生徒に対し

ては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5つに関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取り組みを評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- 生徒の自己指導能力を高めることができた。
- 生徒の自己有用感を高めることができた。
- 生徒の規範意識を高めることができた。
- 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- いじめの早期発見に努めることができた。
- 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- 被害者の心のケアができた。
- 適切にいじめの事実を確認できた。
- 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。
(重大事態があった場合)
- インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- 学校以外で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- 実践的研修を行うことができた。
- 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取り組みが計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学園・学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取り組みや、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動を通じて、いじめの防止資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

9 家庭・地域への啓発と広報

(1) 通信

学校ホームページや学校通信などによる家庭・地域への啓発と広報を行う。

(2) 啓発活動

いじめが生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動、相談制度等についての広報を行う。

(3) 家庭への支援

各家庭において子どもの規範意識を育むことができるように、保護者を対象とした学習会の開催や家庭教育支援活動を行う。

学校生活アンケート

今の学年（学期）になってからのことで、当てはまる方に○をつけてください。

（授業中や部活動、放課後などを含む）

年 組 性別

【自分のことについて】

- | | | | | |
|----|----------------------------------|-------|----|----|
| 1 | すれちがうときにおおおげさによけられる | | ある | ない |
| 2 | となりの人に机をはなされる | | ある | ない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりする | | ある | ない |
| 4 | おかしくないのに笑われる | | ある | ない |
| 5 | 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする | | ある | ない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる | | ある | ない |
| 7 | いやなことを言われたり、ばかにされたりする | | ある | ない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする | | ある | ない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする | | ある | ない |
| 10 | 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりする | | ある | ない |
| 11 | おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする | | ある | ない |
| 12 | 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられる | | ある | ない |
| 13 | メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている | | ある | ない |
| 14 | 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりする | | ある | ない |
| 15 | お金やものをとられたり、おごらされたりする | | ある | ない |

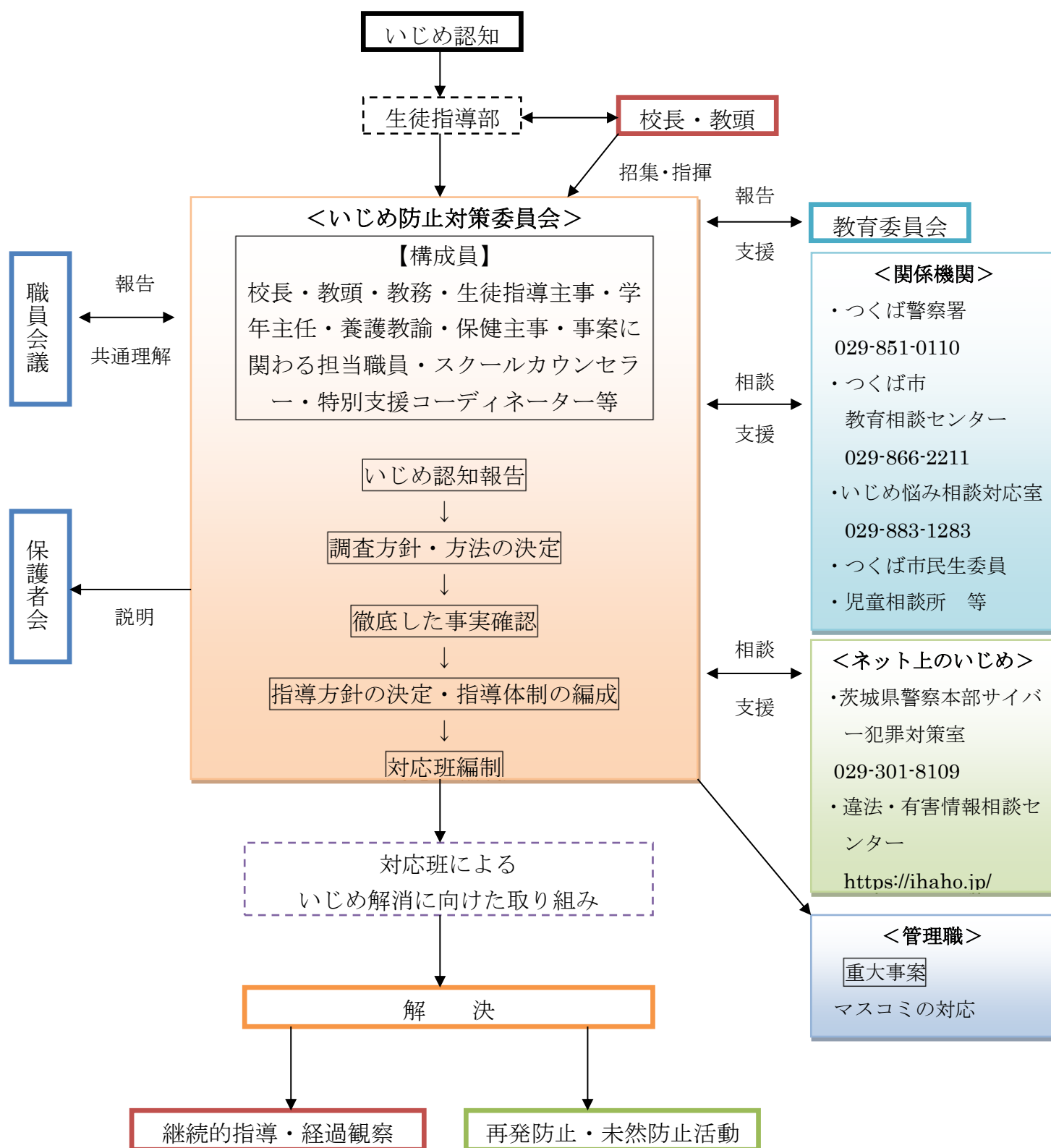
【周りの人のことについて】

■ された人が平気な様子をしていたり、「大丈夫」といっていても、1回でも次のことが起こっていたら○をつけてください。

- | | | | | |
|----|--|-------|----|-----|
| 1 | すれちがうときにおおおげさによけられている人がいる | | いる | いない |
| 2 | となりの人に机をはなされている人がいる | | いる | いない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 4 | おかしくないのに笑われている人がいる | | いる | いない |
| 5 | 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりしている人がいる | | いる | いない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口を言われている人がいる | | いる | いない |
| 7 | いやなことを言われたり、ばかにされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりしている人がいる | | いる | いない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしている人がいる | | いる | いない |
| 10 | 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 11 | おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりしている人がいる | | いる | いない |
| 12 | 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられている人がいる | | いる | いない |
| 13 | メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている人がいる | | いる | いない |
| 14 | 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 15 | お金やものをとられたり、おごらされたりしている人がいる | | いる | いない |
| 16 | 泣いている人がいる | | いる | いない |

■ 気になることや感じていることを2行以上書いてください。

■ 相談したいことがある人はここに出席番号を書いてください。



◆被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。

◆双方の保護者に説明する。

◆双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み	＜職委員会議等＞
4 月	いじめ防止対策委員 指導方針・計画作成	入学前の小学校と の情報交換	個別面談	・ いじめ防止対策委員は、月に一回程度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。
		S N S 講演会		
5 月	保護者向け啓発	校内研修	教育相談	＜未然防止に向けた取り組み＞
6 月		人権学習		・ 入学前に小学校との情報交換をする。
7 月		大穂学園情報交換	授業公開	・ いじめを許さない学校作りを進める。
			学校生活アンケート①	
8 月			個別面談	・ 年間を通じて、登校時にあいさつ運動をする。
			二者面談、三者面談	
9 月		地域行事参加	青少年相談員との情報交換	・ 休み時間等の巡回指導を行う。
		校内研修	保護司会	
10 月			授業公開	・ ソーシャルスキルトレーニング等人間関係づくりについて研修を行う。
11 月		人権学習	教育相談	・ 地域行事を通し異世代間交流を行う。
12 月			学校生活アンケート②	・ 人権の問題として、SNS 関係、情報モラル等について研
			個別面談	
1 月			二者面談、三者面談	・ 学校生活アンケートは、年 3 回実施。
			授業公開	
2 月		人権学習	個別面談	・ 個別・三者面談の実施。生徒の日常の微妙な変化に対応する。
			学校生活アンケート③	
3 月	いじめ防止対策委員 本年度のまとめ		授業公開	＜早期発見に向けた取り組み＞
			個別面談	